

課題への対応（資料 2）に対する意見等

（課題への対応（資料 2）に対する意見）

「小売店主・店長」、「卸売店主・店長」及び「飲食店主・店長」について
（資料 2「（前回部会における指摘事項）」の【全体的事項】（1～2 頁）関連）

【意見】（西澤専門委員）

（意見）

- 専ら経営・管理の仕事に従事するものを管理職（小分類 049「その他の管理的職業従事者」）に分類することについては異論はありませんが、分類先の小分類 049 の定義・項目名が気になります。この項目には、個人が営む事業の経営・管理者が分類されます。中分類 01～03 に公務員、法人、団体のそれぞれの管理職が設定され、管理職の仕事に従事するものはそれ以外には個人経営・管理者しかいないというのであれば、中分類 04 は「その他の管理的職業従事者」ではなく、「個人経営・管理者」のほうが適当だと思います。そうであれば、中分類 04 と小分類 049 の項目名を変更する必要があります。しかし、公務員・法人・団体、個人経営・管理者以外にも管理職がいるのであれば、中分類 04 の定義は個人経営・管理者に限定されているので、定義の見直しが必要です。

対応

中分類 04「その他の管理的職業従事者」及び小分類 049「他に分類されない管理的職業従事者」については、いわゆるバスケット項目である。このため、個人経営の管理者以外にも、仮に中分類 01「管理的公務員」、中分類 02「法人・団体等役員」及び中分類 03「法人・団体等管理職員」に含まれない管理的職業従事者がいた場合に分類できるよう、分類項目の位置付けや名称については現行のままとしたい。

ただし、定義については、現行の定義を参考にして、以下のように修正したい。

再修正案	（修正案）	旧（現行分類）
04 その他の管理的職業従事者 個人が営む事業の経営・管理の仕事に従事するものなど、 中分類(01～03)に含まれない 管理的な仕事に従事するもの	04 その他の管理的職業従事者 個人が営む事業の経営・管理の仕事に専ら従事するものをいう。	24 その他の管理的職業従事者 中分類(21～23)に含まれない 管理的な仕事に従事するものをいう。

再修正案	(修正案)	旧(現行分類)
<p>をいう。</p> <p>ただし、<u>主に</u>経営・管理以外の仕事に従事する事業主・支配人・管理職員は、他の大分類のそれぞれ該当する項目に分類される。</p> <p>049 <u>その他の</u>管理的職業従事者</p> <p>個人が営む事業の経営・管理の仕事に従事するもの<u>など</u>、<u>中分類(01～03)に含まれない管理的な仕事に従事するもの</u>をいう。</p> <p>ただし、<u>主に</u>経営・管理以外の仕事に従事する事業主・支配人・管理職員は、他の大分類のそれぞれ該当する項目に分類される。</p>	<p>ただし、経営・管理以外の仕事に直接従事する事業主・支配人・管理職員は、他の大分類のそれぞれ該当する項目に分類される。</p> <p>049 <u>他に分類されない</u>管理的職業従事者</p> <p>個人が営む事業の経営・管理の仕事に<u>専ら</u>従事するものをいう。</p> <p>ただし、経営・管理以外の仕事に直接従事する事業主・支配人・管理職員は、他の大分類のそれぞれ該当する項目に分類される。</p>	<p>249 他に分類されない管理的職業従事者</p> <p>個人が営む事業の経営・管理の仕事に専ら従事するものをいう。</p> <p>ただし、経営・管理以外の仕事に直接従事する事業主・支配人・管理職員は、大分類(C事務従事者)以外のそれぞれ該当する項目に分類される。</p>

(意見)(西澤専門委員)

- ・ この問題は、小売店、卸売店、飲食店だけではなく旅館(小分類 402「旅館主・支配人」)も同様に扱う必要があります。「旅館主・支配人」の定義には、既に「経営・管理のみの仕事に従事するものは」管理職の項目に分類されると明記されているので、小売店・卸売店・飲食店の店主・店長も同様に事務局修正案のようにするのが適当だと思います。
- ・ 問題は定義の書き方です。修正案の文言では、かえって店主・店長の仕事の特徴が見えなくなってしまいます。店主・店長であれば、程度の差はあれ経営・管理とその他の仕事の両方を務めています。それを2つに分解して、2つの文にするのは適当とは考えられません。定義としては、(小分類 402のように)「店主・店長の仕事にはAとBのふたつがあり、このうちA(あるいはB)の仕事に専ら従事するものは管理職に分類する」としたほうが、より自然であり、また無理なく理解できる(更に格付け上の曖昧さも排除できる)のではないのでしょうか。
- ・ 小分類 402の定義を基本にして小売店・卸売店・飲食店の店主・店長の定義を考えたらいかがでしょうか。

(意見)(西澤専門委員)

- ・ 事務局修正案では、経営・管理を主に行う店主・店長は小分類 049(「その他の管理的職業従事者」)に分類するとなっています。一方、旅館主・支配人の定義には、経営・管理のみを行うものは小分類 021(「会社役員」)と小分類 049に分類されるとなっています。これは、個人経営の旅館と会社組織のもの両方があることを前提にしています。小売店、卸売店・飲食店もこれと同様なことがいえるのではないのでしょうか。そうであれば経営管理を主に行う店主・店長は小分類 049だけではなく小分類 021にも分類されることとなります。

対応

ご指摘を踏まえて、小分類 402「旅館主・支配人」の定義を参考に修正するが、「小売店主・店長」等については、他の職業と同様に就業時間に応じて、管理職とするか、あるいは販売などの現業にするか、を判断することとしたことから、小分類 402の定義についても修正を行いたい。

なお、説明文中の経営・管理を主に行う店主・店長の分類先については、ご指摘のとおり、小分類 049(「その他の管理的職業従事者」)とともに小分類 021(「会社役員」)を明示する。

(参考：下線部は文言を追加修正した箇所)

小分類 402 「旅館主・支配人」の説明文

旅館・ホテルを経営し、又は営業の全部又は一部について従業員を指揮監督し、自らも接客サービスなどの仕事に従事するもののうち、主に接客サービスなどの仕事に従事するものをいう。

ただし、主に経営・管理のみの仕事に従事するものは大分類 A - 管理的職業従事者の小分類〔021 ~~及び~~又は 049〕に分類される。

再修正案	(修正案)	(前回案)
<p>321 小売店主・店長</p> <p><u>小売店を経営管理し、自ら商品の仕入・販売などの仕事に従事するもののうち、主に商品の仕入・販売などの仕事に従事するものをいう。</u></p> <p><u>ただし、主に経営・管理の仕事に従事するものは、大分類 A - 管理的職業従事者の小分類〔021 又は 049〕に、行商・呼売・屋台店で商品の販売の仕事に従事するものは小分類〔324〕に分類される。</u></p>	<p>321 小売店主・店長</p> <p><u>商品の仕入・販売などの仕事が主である小売店主・店長をいう。</u></p> <p><u>小売店の経営・管理が主である場合は、小分類〔049〕に分類される。</u></p> <p><u>ただし、行商・呼売・屋台店で商品の販売の仕事に従事するものは小分類〔324〕に分類される。</u></p>	<p>321 小売店主・店長</p> <p>小売店を経営管理し、自ら商品の仕入・販売などの仕事に従事するものをいう。</p> <p>ただし、行商・呼売・屋台店で商品の販売の仕事に従事するものは小分類〔324〕に分類される。</p>
<p>322 卸売店主・店長</p> <p><u>卸売店を経営管理し、自ら商品の仕入・販売などの仕事に従事するもののうち、主に商品の仕入・販売などの仕事に従事するものをいう。</u></p> <p><u>ただし、主に経営・管理の仕事に従事するものは、大分類 A - 管理的職業従事者の小分類〔021 又は 049〕に、商品売買の代理・仲立の仕事に従事するものは小分類〔339〕に分類される。</u></p>	<p>322 卸売店主・店長</p> <p><u>商品の仕入・販売などの仕事が主である卸売店主・店長をいう。</u></p> <p><u>卸売店の経営・管理が主である場合は、小分類〔049〕に分類される。</u></p> <p><u>ただし、商品売買の代理・仲立の仕事に従事するものは小分類〔339〕に分類される。</u></p>	<p>322 卸売店主・店長</p> <p>卸売店を経営管理し、自ら商品の仕入・販売などの仕事に従事するものをいう。</p> <p>ただし、商品売買の代理・仲立の仕事に従事するものは小分類〔339〕に分類される。</p>

再修正案	(修正案)	(前回案)
<p>401 飲食店主・店長</p> <p><u>飲食店を経営管理し、自ら食品材料の仕入・接客などの仕事に従事するものうち、主に食品材料の仕入・接客などの仕事に従事するものをいう。</u></p> <p><u>ただし、主に経営・管理の仕事に従事するものは、大分類A - 管理的職業従事者の小分類〔021 又は 049〕に、自ら飲食物の調理を行うものは小分類〔391〕に分類される。</u></p>	<p>401 飲食店主・店長</p> <p><u>食品材料の仕入・接客などの仕事の主である飲食店主・店長をいう。</u></p> <p><u>飲食店の経営・管理が主である場合は、小分類〔049〕に分類される。</u></p> <p><u>ただし、自ら飲食物の調理を行うものは小分類〔391〕に分類される。</u></p>	<p>401 飲食店主・店長</p> <p>飲食店を経営管理し、自ら食品材料の仕入・接客などの仕事に従事するものをいう。</p> <p>ただし、自ら飲食物の調理を行うものは小分類〔391〕に分類される。</p>

総合事務員の定義の修正案について

(資料2「(前回部会以降における指摘事項)」の【大分類C - 事務従事者】(3~4頁)関連)

【意見】(西澤専門委員)

除外する仕事を記述するときには、「ただし」で始まることが原則になっています。修正案の 中の「なお」は「ただし」に修正すべきです。

対応

ご指摘を踏まえ、小分類「総合事務員」の説明文の下線部分を修正する。

再修正案	(修正案)
<p>257 総合事務員</p> <p>大分類〔C事務従事者〕に該当する仕事全般について、特に行うべき仕事の内容が限定されず各種の事務の仕事に従事するものをいう。<u>ただし</u>、複数の仕事に従事していても、行うべき仕事の内容が限定されている場合は、行う仕事の内容により「総合事務員」以外の小分類に分類される。</p>	<p>257 総合事務員</p> <p>大分類〔C事務従事者〕に該当する仕事全般について、特に行うべき仕事の内容が限定されず各種の事務の仕事に従事するものをいう。<u>なお</u>、複数の仕事に従事していても、行うべき仕事の内容が限定されている場合は、行う仕事の内容により「総合事務員」以外の小分類に分類される。</p>

管理職について

(資料2「(前回部会以降における指摘事項)」の[分類項目名称の表記の統一について]のうち[指摘1:小分類 029 及び 039 の分類項目名称について](4~5頁)関連)

【意見1】(西澤専門委員)

- ・ 経営管理を主に行う旅館主/支配人の分類先である小分類 021(「会社役員」と小分類 049(「その他の管理的職業従事者」)を見ると、気になる点がありましたので、ご参考までにお伝えします。
- ・ 小分類 021 の定義によると会社の範囲は、「株式会社、有限会社、合資会社、合名会社」になっていますが、平成 17 年に制定された会社法によって会社は、株式会社・合名会社・合資会社・合同会社の 4 種類に区分されています。有限会社法は会社法の施行にともなって廃止され、新たに有限会社を設立することはできなくなりましたが、会社法の施行前に設立された有限会社は、株式会社のひとつの種類として扱われ、有限会社の名称を用いなければならないとされています。したがって、現在の文言に「合同会社」を追加する必要があります。

対応

ご指摘を踏まえ、小分類 021「会社役員」の説明文の下線部分を追加する。

修正案	(当初案)
021 会社役員 株式会社(有限会社を含む)・合資会社・合名会社・ <u>合同会社</u> の業務運営に関する重要事項の決定、業務の執行・監査の仕事に従事するものをいう。保険業法によって設立された相互会社の役員も含まれる。	021 会社役員 株式会社(有限会社を含む)・合資会社・合名会社の業務運営に関する重要事項の決定、業務の執行・監査の仕事に従事するものをいう。保険業法によって設立された相互会社の役員も含まれる。

【意見2】(西澤専門委員)

小分類 022(「独立行政法人等役員」)に該当する範囲は「独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人、特殊法人など」となっていますが、列挙した法人のバランスがあまりよくありません。国と地方公共団体が設立の主体になっている独立行政法人はそれぞれが列挙されていますが、大学法人は国立大学だけで公立大学法人は明示されていません。代表的なものだけを列挙するのであれば、独立行政法人と国立大学法人だけで十分だと思います。両者が明示されていれば、地方独立行政法人や公立大学法人は 022 に該当することがすぐにわかると思います。

小分類 022 のもうひとつの問題は、定義の中にある「など」です。日本銀行をこの項目に該当させることになった関係で「など」が付いていますが、日本銀行は法人のカテゴリーでは「認可法人」に属します。認可法人の中で日本銀行のみ特殊法人に準じると判断した理由は何でしょうか。

対応

ご指摘を踏まえ、小分類 022「独立行政法人等役員」に分類されるものを明示的にするため、説明文中に公立大学法人や認可法人の文言も追加し、以下のとおり修正する。なお、本小分類に分類される認可法人は日本銀行以外にも、日本赤十字社や預金保険機構などがある。

修正案	(当初案)
022 独立行政法人等役員 独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人、 <u>公立大学法人</u> 、 <u>特殊法人</u> 、 <u>認可法人</u> などの業務運営に関する重要事項の決定、業務の執行・監査の仕事に従事するものをいう。 ただし、特殊法人から民間法人化された法人の役員は小分類(029)に分類される。	022 独立行政法人等役員 独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人、特殊法人などの業務運営に関する重要事項の決定、業務の執行・監査の仕事に従事するものをいう。 ただし、特殊法人から民間法人化された法人の役員は小分類(029)に分類される。

(小分類 032「独立行政法人等管理職員」についても、同様に修正する。)

【意見3】(西澤専門委員)

- 事務局修正案では、中分類 02 と 03 の項目名は「法人・団体等・・・」になっています。この中の「団体」とは法人格を持たないものを指していると考えられます。(常識的に考えて)法人格のない団体はあやしげなものではないでしょうか。項目名として残す必要性はどこにあるのでしょうか。更に「等」には何が含まれるのでしょうか。

対応

法人格のない団体としては、労働組合や政党、宗教団体などで法人格を持たずに活動するものが存在していることから、項目名には「団体」という言葉を残す必要があると考える。

なお、「等」については、この言葉で意味するものが不明確であることから削除し、再度以下のように修正する。

(部会再修正案)	(部会修正案)	(当初案)
02 法人・団体役員	02 法人・団体等役員	02 会社・団体等役員
029 その他の法人・団体役員	029 その他の法人・団体等役員	029 その他の法人・団体役員
03 法人・団体管理職員 ⋮	03 法人・団体等管理職員 ⋮	03 会社・団体等管理職員 ⋮
039 その他の法人・団体管理職員	039 その他の法人・団体等管理職員	039 その他の法人・団体管理職員

保全作業について

(資料2 「(前回部会以降における指摘事項)」の【指摘 13:小分類 551、552 及び 555 の分類項目名称について】(10 頁)関連)

【意見】(西澤専門委員)

- ・ 用語の使い方に行き違いがあるようです。私の言う「保全」とは、ものづくりの生産現場における、生産設備・機械の保守・修理を行う仕事を指しています。つまり、はん用機械、電気機械、計量計測機器など製造する機械を問わず、それを製造する設備・機械を保守・修理することです。現行の小分類 572 (「一般機械器具修理作業者」)の例示にある「機械保全工」、「紡績機械保全工」の「保全」は、この意味で使われています。
- ・ 一方、対応 13 には以下のような指摘があります。

小分類 555 「計量計測機器・光学機械器具整備・修理・保全従事者」については、例えば、研究や実験で使用されるような望遠鏡や顕微鏡などの光学機械器具の保全を行う従事者はいることから、原案のとおりとする。

この中で「保全」は、光学機械器具そのものを保守・修理することの意味で使われています。

- ・ 中分類 55 における「保全」という言葉は、現行 572 の例示の意味で使うべきであると考えます。

対応

当初、事務局としても「保全」という言葉を、生産設備・機械の保守・修理を行う仕事を指すものとして用いたが、改めて「保全」という言葉の意味を調べてみると、「保護して安全にすること」というのが言葉の意味であり、この言葉をもって、当初考えていたような、生産設備・機械の保守・修理を表すのは適当でないと思われる。

一方、「整備」という言葉の意味は、「整え備えること」であり、生産設備・機械の保守・修理は、この言葉でも表現できると考えられる。

以上のことより、本中分類及び小分類では、「保全」という語を使用しないこととして、以下のように整理したい。

(部会再修正案)	(部会修正案)	(諮問案)
55 機械整備・修理従事者	55 機械整備・修理・ <u>保全</u> 作業 者	55 機械整備・修理作業 者
551 はん用・生産用・業務用 機械器具整備・修理従 事者	551 はん用・生産用・業務用 機械器具整備・修理・ <u>保 全</u> 作業 者	551 一般機械器具整備・修 理作業 者
552 電気機械器具整備・修 理従事者	552 電気機械器具整備・修 理・ <u>保全</u> 作業 者	552 電気機械器具整備・修 理作業 者
553 自動車整備・修理従事 者	553 自動車整備・修理作業 者	553 自動車整備・修理作業 者
554 輸送機械整備・修理従 事者(自動車を除く)	554 輸送機械整備・修理作 業者(自動車を除く)	554 輸送機械整備・修理作 業者(自動車を除く)
555 計量計測機器・光学機 械器具整備・修理従事 者	555 計量計測機器・光学機 械器具整備・修理・ <u>保全</u> 作業 者	555 計量計測機器・光学機 械器具整備・修理作業 者

なお、生産設備・機械の保守・修理の仕事に従事するものが、中分類 55「機械整備・修理従事者」に含まれることは、資料 2 にも記載したように、本中分類の定義の中に明示したい。

(中分類 55 の説明文)

「 機械の整備や修理を行う仕事に従事するものをいう。工場などの生産現場において生産設備の整備の仕事に従事するものも含まれる。」

(新規意見)

管理的職業従事者について

【意見】(岡本専門委員)

今回の改定案ではなく、従前からの表現ですが 大分類の定義で管理的職業の部分ですが「執行関係の樹立」とあります。これは一般の人に分かりにくい表現ではないかと感じました。ご検討いただければと思います。

対応

これまでの日本標準職業分類の記載内容をさかのぼると、前々回の改定(第3回改定(昭和61年6月))までは、管理的職業従事者の大分類の定義のうち、当該個所については、「事業経営方針の決定・経営方針に基づく執行計画の樹立・作業の監督・統制など、……」というように、「執行計画の樹立」という文言が使用されていた。

これが、前回改定(第4回改定(平成9年12月))より、ご指摘の文言に変わっているが、改定当時の記録等がなく、修正のはっきりとした理由は不明であった。

「執行関係の樹立」という文言は、ご指摘のとおり説明文の内容としては分かりにくい表現であることから、従前の文言(「執行計画の樹立」)に修正したい。

小分類 591 と 592 の区分について

【意見】(西澤専門委員)

- ・ 591 と 592 の違いは、生産に「関連」する仕事か、それとも「類似」する仕事であるかという点にある。しかし、この区分法では具体性に欠けているので、現実の仕事进行分类するときどちらの項目に位置づけるか迷いが生じることが懸念される。このため、591 の仕事の範囲を限定して、それ以外の仕事は 592 に分類することにすれば、両者を明確に切り分けられるだけでなく、現実の格付け上の問題を回避することができるという メリットもある。

〔修正案〕

591：定義を修正して現行 723～727 の仕事の範囲に限定する。

592：変更なし。

〔修正案の理由〕

第 7 回部会配付資料 No.5 によると、591 は 723・724・725・726・727・729 のそれぞれの一部を集約したものとされている。しかし、その「一部」に該当しないものの位置づけ先は、この資料では明示されていない。591 の職業例示からみて、現行 723～727 の項目をすべて 591 に移したと考えられる。

591 の定義は、現行 723～727 以外の仕事分類される余地を残しているが、現行 729 の職業例示のうち 591 の例示として掲げられているものはない。

したがって、591 の仕事の範囲を現行 723～727 の仕事に限定しても特段大きな問題は生じないものと考えられる。

対応

ご指摘を踏まえ、小分類 591 「生産関連作業従事者」の定義を以下のように修正する。

修正案	(当初案)
591 生産関連作業従事者 生産に関連する技能的な作業のうち、塗装、紙・板・カンバス・銅版などへの絵描き・文字書き、写真現像・焼付・引伸し、製図・写図の	591 生産関連作業従事者 塗装、紙・板・カンバス・銅版などへの絵描き・文字書き、写真現像・焼付・引伸し、製図・写図・現図など生産に関連する技能的な仕事に従事す

修正案	(当初案)
仕事に従事するものをいう。	るものをいう。

(訂正)

(資料2「(前回部会以降における指摘事項)」の[12:小分類 523 の分類項目名称について](9頁)関連)

【指摘 12：小分類 523 の分類項目名称について】

小分類 523 の分類項目名称は、金属工作機械を操作して金属材料を加工する仕事なので「金属工作機械作業員」とすべきである。

対応

資料2では、中分類項目及び小分類項目の名称を「 従事者」とすることから、小分類 523 の分類項目名称についても「金属工作従事者」に整理することとした。

しかし、ご指摘のとおり、本分類項目には、旋盤やフライス盤などの金属工作機械を用いて、金属材料に切削加工をする仕事に従事するものが分類されるものであり、「金属工作従事者」では紛れが生じる可能性があることから、以下のように名称を訂正したい。

- ・小分類 523 「金属工作機械作業従事者」